

2026年日本レース選手権規定の制定

※下線部分：改正箇所

2026年規定	2025年規定
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 目的	第1条 目的
一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、 <u>2026年</u> （以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。	一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、 <u>2025年</u> （以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。
第2条（略）	第2条（略）
第3条 選手権の構成	第3条 選手権の構成
1.（略）	1.（略）
2. 地方選手権	2. 地方選手権
地方選手権は、次の <u>6</u> 部門で構成される。 <u>3）、4）5）および6）</u> は、ドライバーに選手権を与える。 <u>1）および2）</u> は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。	地方選手権は、次の <u>5</u> 部門で構成される。 <u>1）、3）および5）</u> は、ドライバーに選手権を与える。 <u>2）および4）</u> は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。
<u>1）</u> フォーミュラリージョナル地方選手権（以下「FORMULA REGIONAL」という。）	<u>1）</u> Formula Beat 地方選手権（以下「F－Be」という。）
2）FIA－フォーミュラ4 地方選手権（以下「FIA－F4」という。）	2）FIA－フォーミュラ4 地方選手権（以下「FIA－F4」という。）
FIA－F4は、次の2クラスに区分される。	FIA－F4は、次の2クラスに区分される。
（1）チャンピオンクラス	（1）チャンピオンクラス
（2）インディペンデントクラス	（2）インディペンデントクラス
なお、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーにより、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。	なお、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーにより、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。
<u>3）</u> Formula Beat 地方選手権（以下「F－Be」という。）	<u>3）</u> スーパーFJ 地方選手権（以下「S－FJ」という。）

4) スーパーF J 地方選手権 (以下「S－F J」という。)

5) F J 1 5 0 0 地方選手権 (以下「F J 1 5 0 0」という。)

6) ツーリングカー地方選手権 (以下「ツーリングカー」という。)

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離 (以下「当初のレース距離」という。) を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
		最 短	最 長	1 ヒートの距離		合 計
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	FORMULA REGIONAL	—	30 分*	—	—	—
	FIA-F4	30km	30 分 又は 100km	—	—	—
	F-Be	30km	100km	45km	75km	150km
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FJ1500	30km	100km	25km	75km	150km
	ツーリングカー	30km	300km	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、FORMULA REGIONALは5回以上、F I A－F 4は6回以上開催されなければ成立しない。

2. ～4. (略)

4) フォーミュラリージョナル地方選手権 (以下「FORMULA REGIONAL」という。)

5) ツーリングカー地方選手権 (以下「ツーリングカー」という。)

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離 (以下「当初のレース距離」という。) を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
		最 短	最 長	1 ヒートの距離		合 計
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	F-Be	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30 分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	—	30 分*	—	—	—
	ツーリングカー	30km	300km	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、F I A－F 4は、6回以上、FORMULA REGIONALは5回以上開催されなければ成立しない。

2. ～4. (略)

第6条～第7条（略） 第8条 選手権の登録申請 日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJAFに申請書を提出すること。 なお、<u>FORMULA REGIONAL</u>および<u>FIA-F4</u>については、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJAFに申請書を提出する。 1. 選手権レースの開催月日、区分、部門 2. 開催場所、1周の距離 3. レースの走行距離（周回数） 4. その他、必要記載事項 第9条～第14条（略） 第2章 全日本選手権 第15条（略） 第16条 ドライバーの参加資格 1. ～2. 1)（略） 2) <u>2025</u>年のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。 第17条（略） 第3章 地方選手権 第18条 参加できる車両	第6条～第7条（略） 第8条 選手権の登録申請 日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJAFに申請書を提出すること。 なお、<u>FIA-F4</u>および<u>FORMULA REGIONAL</u>については、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJAFに申請書を提出する。 1. 選手権レースの開催月日、区分、部門 2. 開催場所、1周の距離 3. レースの走行距離（周回数） 4. その他、必要記載事項 第9条～第14条（略） 第2章 全日本選手権 第15条（略） 第16条 ドライバーの参加資格 1. ～2. 1)（略） 2) <u>2024</u>年のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。 第17条（略） 第3章 地方選手権 第18条 参加できる車両
--	--

1. FORMULA REGIONAL : (略)
2. FIA-F4 : (略)
3. F-B e : (略)
4. S-F J : (略)
5. FJ1500 :

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるFJ1500とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

6. ツーリングカー : (略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. FORMULA REGIONAL (略)
2. FIA-F4
 - 1) ~ 3) (略)
 - 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
2) ~ 4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。
ただし、インディペンデントクラスの参加者を除き、2023年~2025年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない
3. F-B e
 - 1) ~ 4) (略)
4. S-F J

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1) ~ 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。
ただし、2023年~2025年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
5. FJ1500

1. F-B e : (略)
2. FIA-F4 : (略)
3. S-F J : (略)
4. FORMULA REGIONAL : (略)
5. ツーリングカー : (略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. F-B e
 - 1) ~ 4) (略)
2. FIA-F4
 - 1) ~ 3) (略)
 - 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
2) ~ 4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。
ただし、インディペンデントクラスの参加者を除き、2022年~2024年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない
3. S-F J

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1) ~ 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。
ただし、2022年~2024年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
4. FORMULA REGIONAL (略)
5. ツーリングカー (略)

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2023年～2025年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

6. ツーリングカー (略)

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分(赤旗による中断時間は除く)とする。
2. ～3. (略)
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FORMULA REGIONALおよびFIA-F4は、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FORMULA REGIONALおよびFIA-F4については、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した当該シリーズ規則または特別規則に規定されている場合を除き、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表 (FORMULA REGIONALおよびFIA-F4)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	2点	1点

●得点基準表 (F-BE、S-FJ、FJ1500、ツーリングカー)

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分(赤旗による中断時間は除く)とする。ただし、FIA-F4はこの限りではない。
2. ～3. (略)
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FIA-F4およびFORMULA REGIONALは、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した当該シリーズ規則または特別規則に規定されている場合を除き、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表 (F-BE、S-FJ、ツーリングカー)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

2. ～ 3. (略)

4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。

1) FORMULA REGIONALおよびFIA-F4：

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。

2) F-B e、S-F JおよびFJ1500：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%
(小数点以下四捨五入) とする。

3) (略)

5. ～ 6. (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2026年1月1日より施行する。

以上

●得点基準表 (FIA-F4およびFORMULA REGIONAL)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	2点	1点

2. ～ 3. (略)

4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。

1) F-B eおよびS-F J：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%
(小数点以下四捨五入) とする。

2) FIA-F4およびFORMULA REGIONAL：

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。

3) (略)

5. ～ 6. (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2025年1月1日より施行する。

以上